

高知県IoT推進事業費補助金実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高知県IoT推進事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第25条の規定に基づき、高知県IoT推進事業費補助金の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の申請に関する補足)

第2条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書及び添付書類のほか、次の各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(1) 直接人件費を計上する場合は、別紙「直接人件費を計上する際の関係書類等について」のうち、該当する書類

(2) 外注費又は委託費を計上する場合は、別記第1号様式による外注又は委託に係る計画書

(3) コンソーシアムで交付申請する場合は、別記第2号様式による委任状

2 補助事業者は、交付決定を受けたのちに前項各号の内容に変更が生じた場合は、速やかに知事に届け出ること。

(経理処理上の注意事項)

第3条 補助事業の実施に係る経理の処理について、次に掲げる事項に注意しなければならない。

(1) 証拠書類の整理方法

補助事業に要した経費は、補助簿又は伝票類等により、費目別に整理するとともに、契約書、納品書、請求書、領収書等各経費の根拠となる資料を整理し、補助事業終了後5年間保管すること。

(2) 補助事業に要する経費の支払い

ア 物品の発注や外注先との契約等については交付決定日以降とし、支払いは、補助事業完了日までに必ず完了すること。ただし、前述の人件費のうち、賃金規程等により支払いが翌月となるものはこの限りでない。

イ 支払いについては、銀行振込を原則とし、現金、クレジットカード、手形の裏書譲渡及び他の取引との相殺による支払いは特段の事情がない限り避けること。また、手形による支払いの場合は、補助事業完了日までに決済されなければならない。

ウ 銀行振込の際は、銀行の受領書（振込依頼書控え）を必ず受け取って、伝票類と一緒に保管すること。

エ 振込手数料は、補助対象外とする。

(補助対象経費の注意事項)

第4条 補助事業の目的遂行に必要と認められない経費及び補助事業の目的遂行に必要であっても一般的に合理的と認められる範囲を超える経費等については、原則として補助対象としない。

なお、範囲を超える経費の例示は以下のとおり。

(1) 経済合理性を欠いた高額取引により生じた経費

(2) 選定理由を欠く随意契約等により生じた経費

- (3) 自社調達又は100%子会社等から調達を行う場合の調達価格に含まれる利益相当額
- (4) その他、公的な資金の使途として社会通念上、不適切と認められる経費

(補助対象経費の費目ごとの注意事項)

第5条 補助事業者は、補助対象経費の費目ごとに、次に掲げる事項に注意しなければならない。

(1) 機械装置費

ア 取得した機械装置等は、償却期間内は善良な管理者の注意をもって管理するとともに、50万円以上の機械装置等を取得した場合は、備品台帳を整備すること。

イ 取得した機械装置等は、補助事業に関する作業以外には使用することができず、他の研究業務又は生産設備として使用した場合は、補助の対象とはならないため、他の用途への使用をしないよう適切に管理すること。

(2) 直接人件費

別紙「直接人件費を計上する際の関係書類等」を参照すること。

(3) 旅費

ア 出張報告書等出張目的を確認することができるものを整備し、各種の領収書等についても整備すること。

イ 社有車、レンタカー、又は自家用車での出張による車賃については、高知県職員の旅費に関する条例第17条の2に基づき車賃を算出すること。なおレンタカーの借り上げ費用は補助対象外とする。

ウ 高速道路料金は補助対象とし、日当、タクシー代、ガソリン代、グリーン料金やスーパーシート等の特別席料金及び少額であって通常領収書を発行しない交通機関(地下鉄、近距離バス、空港連絡バス等)は旅費規程にある場合においても対象外とする。

エ 宿泊費用は、宿泊先から発行された領収書の金額を補助対象とする。

オ 出張目的が補助対象以外の事業と重複する場合は、補助対象経費の全経費を日数等であん分し、計上すること。

(4) 原材料費

ア 使途が明確になるものに限ることとし、在庫品は、補助対象外とする。

イ 作業の途上において発生した仕損じ品、テストピース等の補助対象物件は、交付額の確定時まで全て保管すること。ただし、交付額の確定後は、当該物件の内容を確認することができる写真等により代用することができる。

(補助事業の選定)

第6条 補助事業者の選定は、次に定めるとおりとする。

ア 交付要綱第4条第1項第1号(地産地消・外商型 市場調査支援)及び第2号(地産地消・外商型 試作開発・検証支援)は、書類審査を経て知事が行う。

イ 交付要綱第4条第1項第3号(地産地消・外商型 製品開発支援)及び第4号(オープンイノベーション推進型)は、別途「高知県IoT推進事業費補助金審査会設置要綱」に基づき設置する審査会における審査を経て知事が行う。

(審査基準)

第7条 前条第1項イにおける審査は、高知県IoT推進事業費補助金審査会審査要領で定める基準により行う。

(実績報告等)

第8条 補助事業者は、事業を完了したときは、実績報告書及び添付書類のほか、次の各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 直接人件費を計上する場合は、別紙「直接人件費を計上する際の関係書類等について」のうち、該当する書類
- (2) 費目ごとに作成した別記第3号様式による費目別支出経費明細表

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領は、令和6年4月1日以後に補助金の交付の決定を受けた事業について適用し、同日前に補助金の交付の決定を受けた事業については、なお従前の例による。